

注意**高額特定資産を取得した場合は・・・**

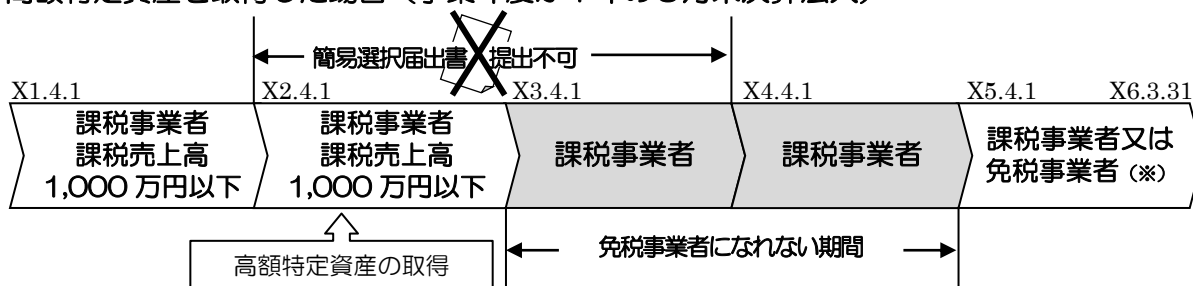
事業者（免税事業者を除きます。）が簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、高額特定資産の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

また、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

なお、高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合には、「**高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書**」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

* **高額特定資産とは**、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

○ 高額特定資産を取得した場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



※ X6年3月期の納税義務は、基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等で判定します。詳しくは3ページ「[①消費税課税事業者届出書](#)」をご覧ください。

また、自己建設高額特定資産については、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等の支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

なお、自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の初日から、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

* **自己建設高額特定資産とは**、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

○ 自己建設高額特定資産を取得した場合（事業年度が1年の3月末決算法人）

